

## 日本語学科院生奨励金の実施規定

100年12月14日 100学年第1学期第2回学科事務会議通過  
102年2月20日 101学年第2学期第1回学科事務会議修正通過  
102年5月22日 101学年第2期第2回学科事務会議修正通過  
104年8月11日 104学年第1学期第1回学科事務会議修正通過  
104年11月27日 104学年第1学期第3回学科事務会議修正通過  
105年3月23日 104学年第2学期第1回学科事務会議修正通過  
111年2月16日 110学年第2学期第1回学科事務会議修正通過

第一条、 国立台湾大学日本語学科は本校の「国立台湾大学研究生奨励金実施規定」に基づき、研究生奨励金（以下本奨励金と称する）の申請や審査および業務配分を行うために、この規定を定める。

第二条、 本奨励金は「奨励金」と「労働雇用型非常勤アシスタント手当」の二種類に分けられ、研究生は両方受給することができる。「奨励金」は優秀で、経済的に恵まれない学生への支援を目的としたものであり、労働の対価を問わない非労働報酬である。

学科オフィスは年度初めに、各種研究生アシスタント業務の性質・内容などの規則をまとめ、権利・義務及び申請資格を規定し、研究生に提示する。原則として、「労働雇用型非常勤アシスタント手当」一類が優先され、余剰予算を検討した上で再度「奨励金」が募集される。

第三条、 本奨励金「労働雇用型非常勤アシスタント」の応募資格は以下の通り：

一、 本学科修士一、二年生の学生が優先される。  
二、 学内外で正規雇用の職がある者は、本奨励金に申請できない；非正規雇用の職があるものは、学業に支障をきたさず、確実に学科業務に参加できる場合は、本奨励金を受給できるが、業務参加度または学業成績が充分でない場合は即刻支給を停止する。

三、 研究生奨励金は A、B、C の三種類の中から一種申請することができる、分類は以下の通り：

A 類奨励金：受給者は学科の固定業務を担当する。毎月 12000 元支給され、每学期原則 6 か月が任期となる。

B 類奨励金：受給者は学科の固定業務、及び学科指定専任教師のアシスタントを担当する。毎月 12000 元支給され、每学期原則 6 か月が任期となる。

C 類奨励金：受給者は学科の固定業務のサポートを行う。毎年業務量及び学校支給の奨励金総額によって調整される。学科主任の決定に沿う。

- 第四条、 本奨励金「労働雇用型非常勤アシスタント」に申請する場合は、申請書一部を提出するとともに、毎年度第一学期始業の二週間以内に手続きを完了しなければならない。本奨励金の受給は、学科オフィスによって審査される。
- 第五条、 本奨励金「労働雇用型非常勤アシスタント」の毎月全員の受給金額は、業務の質と量によって申告される。申告総額は本学既定の上限による。受給期間は、新入生は9月から（それ以外は8月から）翌年の7月までとする。奨励金を受給する研究生は、受給開始月から業務を開始しなければならない。
- 第六条、 研究生アシスタントは学科または指導教授の評価によって奨励金が月単位で支給され、適任でないと判断された場合は、翌月から業務内容の調整または受給資格取り消しとなる。
- 第七条、 研究生アシスタントは勤務時間報告書を指導教授の確認とサインを得たのち、学科オフィスに提出し、審査を受けること。当月分の勤務時間報告書は翌月末までに提出すること。
- 第八条、 研究生が重大な事由により業務につくことができない場合は、学科主任は奨励金受給資格を取り消すことができる。
- 第九条、 研究生が重大な事由により奨励金受給資格を取り消された場合、学科事務会議に不服申し立てを行うことができる。不服申請を受理したのち10日以内に学科内の教員及び研究生代表一名が会議に参加し、申請者本人とその関係者に出席と説明を求める。学科事務会議の決議によって、学科主任が施行する。
- 第十条、 本規定は学科事務会議を通過したのち実施され、修正時も同様。